

医政発 0426 第 27 号
令和 3 年 4 月 26 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚 生 労 働 省 医 政 局 長
(公 印 省 略)

医療施設近代化施設整備事業実施要綱の一部改正について

医療施設近代化施設整備事業については、平成 5 年 12 月 15 日健政発第 786 号健康政策局長通知「医療施設近代化施設整備事業の実施について」により行われているところであるが、今般、同通知の別添「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。